

第 3 次千葉県生涯大学校マスタープランの策定について（諮問）

高第1558号

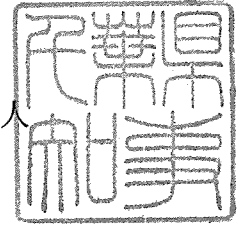
千葉県社会福祉審議会 様

第3次千葉県生涯大学校マスタープランの策定について（諮問）

千葉県生涯大学校設置管理条例（昭和53年条例第39号）第2条により設置されている千葉県生涯大学校について、令和6年度からの運営の指針を定めるため、第3次千葉県生涯大学校マスタープランの策定について諮問します。

令和4年9月20日

千葉県知事 熊谷俊



「第3次千葉県生涯大学校マスタープラン策定」に関する諮問について

千葉県生涯大学校は、高齢者等に社会環境の変化に順応した能力を再開発するための学習の機会を提供することにより、高齢者自らが社会的活動に参加することによる健康の保持増進及び生きがいの高揚に資すること並びに高齢者が福祉施設、学校等におけるボランティア活動、自治会の活動その他の地域における活動の担い手となることを促進することを目的として、千葉県が設置している公の施設である。

昭和50年の開校以来、高齢者等の生きがいづくり、仲間づくりの場としての役割を担ってきたが、高齢者の意識や行動の多様化、民間事業者及び市町村の生涯学習活動状況など、高齢者を取り巻く環境の変化を受け、平成20年5月に「千葉県生涯大学校のあり方」について、千葉県社会福祉審議会に諮問し、平成23年2月に「学んだことを地域活動に繋げる場としての役割に重点を置く」、「地域活動の担い手となる人材の育成を進めるべき」との答申をいただいたところである。

この答申を踏まえ、平成24年3月に、千葉県生涯大学校が県の施設として果たすべき役割を明示した「千葉県生涯大学校マスタープラン」（平成24年度～28年度）を策定し、平成29年1月の一部改訂・計画期間の延長を経て、高齢者が地域活動の担い手として活躍できるよう、修業年限や学科等の見直しを図り、運営してきた。

その後、平成29年7月には、「千葉県生涯大学校次期マスタープラン策定」について千葉県社会福祉審議会に諮問し、高齢化の進展、高齢者を取り巻く環境の変化及び運営上の課題に対応した第2次マスタープラン（令和元年度～令和3年度）について答申をいただいたところである。

この答申を踏まえ、平成30年3月には、第2次マスタープランを策定し、令和5年度までの期間延長を経て、これまでの運営の効果を活かしながら、高齢者にとってさらに有意義な学びと実践の場にするとともに、学習効果を活かした地域活動に参加することによる生きがいの創出、充実を目指し運営してきたところである。

この度、更なる高齢化が進展する中、今後の超高齢社会における高齢者の役割を踏まえ、生涯大学校が果たすべき役割を明らかにするとともに、運営の更なる向上に資するため、令和6年度以降の千葉県生涯大学校の運営指針となる、第3次千葉県生涯大学校マスタープランの策定について、諮問する。